

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年 1 月 13 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600348号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600180号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年2月11日から昭和54年1月1日まで

A社において、昭和47年5月19日から昭和53年12月31日まで正社員として継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格の喪失年月日が昭和50年2月11日となっているので、当該被保険者資格喪失年月日を昭和54年1月1日とし、請求期間を年金額に反映する期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社に請求期間の前から継続して勤務していたと請求者が主張しているところ、同社は、「請求期間当時の資料を保管していない。」と回答しているものの、雇用保険の加入記録から、請求者が、請求期間のうち、少なくとも昭和52年1月1日から昭和53年12月31日まで同社に在籍していたことがうかがえる。

一方、A社の事業主は、請求者について、「当社を一旦退職し、その後1年か2年経った頃にパート社員として再雇用したと記憶している。」旨陳述している上、「請求期間当時、私が当社の社会保険事務を行っていた。当時、パート社員は厚生年金保険に加入させておらず、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料控除していなかった。」旨陳述している。

また、A社の事業所別被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録の有る14人のうち、連絡先の判明した4人(前述の事業主を除く。)に事情照会し、2人から回答を得たが、請求者が請求期間に同社に勤務していた旨の陳述を得ることができない上、当該回答のあったうちの1人は、「請求期間当時、事業主が社会保険事務を行っていた。また、パート社員は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨回答しており、当該陳述内容は、前述のパート社員に係る厚生年金保険の取扱いに係る事業主の陳述と符合する。

さらに、A社は、前述のとおり「請求期間当時の資料を保管していない。」と回答しており、請求者も請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料控除を確認又はうかがうことのできる資料等を保管していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。